

公民館からコミュニティセンター移行への考え方

市は、合併後の新しいまちづくりの方向を「市民と協働によるまちづくり」と定め進めてまいりました。このような中、市内全域に23の「まちづくり協議会」が設立され、それぞれの「まち協」では「自ら考え」「自ら行動し」安全で住みよい愛着と誇りの持てる「ふるさとづくり」に取り組んでいただいております。そして、公民館は、地域コミュニティ活動の拠点施設として活用していただいております。

今後更に、地域活動の活性化、地域住民の連帯感を醸成していただくため、住民の身近な施設として、気軽に利用できるよう、画一された管理ではなく、地域住民皆さんの使い勝手が良くなるよう、また、地域に根ざした施設となるよう進めていきたいと考えています。

＜ 現在の公民館 ＞	市とまちづくり協議会が連携して、まちづくりと生涯学習との体制を築いていく	＜ 5年後（目標）コミュニティセンター ＞				
設置	変更	設置				
<ul style="list-style-type: none"> ■公民館 23ヶ所（うち拠点公民館 4ヶ所） ■公民館分館 3ヶ所 		<ul style="list-style-type: none"> ■中央公民館の機能を生涯学習スポーツ課内に置く ■コミュニティセンター 23ヶ所 				
所管	変更	所管				
<ul style="list-style-type: none"> ■教育委員会 		<ul style="list-style-type: none"> ■市長部局 				
根拠	変更	根拠				
<ul style="list-style-type: none"> ■坂井市公民館条例 		<ul style="list-style-type: none"> ■坂井市コミュニティセンター条例(予定) 				
管理運営のスタイル	変更	管理運営のスタイル				
<ul style="list-style-type: none"> ■直営 		<ul style="list-style-type: none"> ■部分委託からスタートし将来的に指定管理者 				
職員体制(原則)	変更	職員体制(理想)				
<ul style="list-style-type: none"> ■拠点公民館 館長1人、市職員1人、臨時職員2人、社会教育指導員1人 ■公民館 館長1人、臨時職員2人 ■公民館分館 館長(兼務)1人、臨時職員1人 		<ul style="list-style-type: none"> 【まちづくり協議会で雇用】 ■コミュニティセンター 従来の館長、臨時職員を継続してまちづくり協議会で雇用 				
維持管理・運営経費	変更	維持管理・運営経費				
<ul style="list-style-type: none"> ■収入 施設使用料金一条例に基づき市で収入 講座受講料—教材費等の実費相当額を市で収入(雑収入) ■支出 市で予算措置 	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">第一段階</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 【部分委託】 ■まちづくり協議会と相談し、可能なところから委託 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第二段階</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 【指定管理者】 ■収入 施設利用料—指定管理者利用料金制度に基づきまちづくり協議会で収入 講座受講料—指定管理者自主事業として独自にまちづくり協議会で収入 施設維持管理費—指定管理者委託料として収入 運営費、活動費—協働のまちづくり事業として交付金を収入 ■支出 公債費、土地賃借料、火災保険、大規模修繕費は市で予算措置 上記以外はまちづくり協議会で支出 </td> </tr> </table>	第一段階	<ul style="list-style-type: none"> 【部分委託】 ■まちづくり協議会と相談し、可能なところから委託 	第二段階	<ul style="list-style-type: none"> 【指定管理者】 ■収入 施設利用料—指定管理者利用料金制度に基づきまちづくり協議会で収入 講座受講料—指定管理者自主事業として独自にまちづくり協議会で収入 施設維持管理費—指定管理者委託料として収入 運営費、活動費—協働のまちづくり事業として交付金を収入 ■支出 公債費、土地賃借料、火災保険、大規模修繕費は市で予算措置 上記以外はまちづくり協議会で支出 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 具体的な手法について相談検討する </div>
第一段階	<ul style="list-style-type: none"> 【部分委託】 ■まちづくり協議会と相談し、可能なところから委託 					
第二段階	<ul style="list-style-type: none"> 【指定管理者】 ■収入 施設利用料—指定管理者利用料金制度に基づきまちづくり協議会で収入 講座受講料—指定管理者自主事業として独自にまちづくり協議会で収入 施設維持管理費—指定管理者委託料として収入 運営費、活動費—協働のまちづくり事業として交付金を収入 ■支出 公債費、土地賃借料、火災保険、大規模修繕費は市で予算措置 上記以外はまちづくり協議会で支出 					
公民館で行なっている業務		コミュニティセンターで行なう業務				
<ul style="list-style-type: none"> 【教育委員会が行なっている業務】 ■施設の利用許可 ■施設の利用料金徴収 ■施設、設備の維持管理 	実施主体変更	<ul style="list-style-type: none"> 【まちづくり協議会が行なう業務】 ■施設の利用許可 ■施設の利用料金徴収 ■施設、設備の維持管理 				
<ul style="list-style-type: none"> 【教育委員会が行なっている業務】 ■公民館事業に関する業務 (生涯学習講座としている定期講座、短期講座) 	内容変更	<ul style="list-style-type: none"> 【教育委員会が行なう業務】 ■公民館事業に関する業務(生涯学習講座) ・生涯学習講座は解決能力が高められる講座に特化し中央公民館で企画立案、実施する。 ・コミュニティセンターを借用して開催する。(市のホール、体育施設等も利用) 				
<ul style="list-style-type: none"> ■公民館を利用した自主講座・サークル活動 ・各団体は教育委員会から公民館使用の許可を得て活動 	変更	<ul style="list-style-type: none"> ■コミュニティセンターを利用した自主講座・サークル活動 ・各団体はまちづくり協議会からコミュニティセンター利用の許可を得て活動 				
まちづくり事業						
<ul style="list-style-type: none"> 【教育委員会・まちづくり協議会が行なっている業務】 ■まちづくり協議会の事務局(運営) ■協働のまちづくり交付金事業 ■公民館まつり 	実施主体変更	<ul style="list-style-type: none"> 【まちづくり協議会が行なう業務】 ■まちづくり協議会の事務局(運営) ■協働のまちづくり交付金事業 ■公民館まつり 				
<ul style="list-style-type: none"> 【教育委員会・まちづくり推進課が行なっている業務】 ■地区の区長会事務局 	実施主体変更	<ul style="list-style-type: none"> 【まちづくり協議会が行なう業務】 ■地区の区長会事務局 				
放課後児童対策事業						
<ul style="list-style-type: none"> 【子育て支援課が行なっている業務】 ■放課後児童クラブ 	内容変更	<ul style="list-style-type: none"> 【子育て支援課が行なう業務】 ■放課後児童クラブ 				
		<ul style="list-style-type: none"> 【まちづくり協議会が行なう業務】 ■子どもの居場所づくり ・まちづくり協議会活動の一環として行なっていただく事業。老朽化のため廃止する児童館機能をコミュニティセンターで補う。 				